

告 示

埼玉県告示第七百四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・三級水準測量・定期縦断測量）

三 作業地域

埼玉県上里町北西部

四 作業期間

令和五年七月一日から令和五年十二月二十八日まで